



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

118 衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者並びに選挙分会長及びその職務代理者並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名 1
119 投票用紙の様式 2
120 選挙長等にする届出の受理場所 6
121 選挙公報に掲載する掲載文等の紙面の大きさ等 6
122 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等 6
123 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等 6
124 ポスター等の撤去 7
125 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等名称掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所等 7
126 選挙会及び選挙分会の場所等 7
○ 衆選1選挙長告示	
1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 8
○ 衆選2選挙長告示	
1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 8
○ 衆選3選挙長告示	
1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等 8
○ 衆選近畿選挙分会長告示	
1 選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所等 8

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第118号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者並びに選挙分会長及びその職務代理者並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

区 分	氏 名	住 所
和歌山県第1区選挙長	新田和弘	和歌山市手平三丁目12番21号
和歌山県第1区選挙長 職務代理者	圓増正宏	和歌山市松ヶ丘2-1-41
和歌山県第2区選挙長	小川武	和歌山市和歌浦中一丁目3番42号
和歌山県第2区選挙長 職務代理者	西保義	紀の川市荒見701-4

和歌山県第3区選挙長	下川俊樹	新宮市下田一丁目2番22号
和歌山県第3区選挙長 職務代理者	中村茂	和歌山市狐島488-3
近畿選挙区和歌山県選 挙分会長	新田和弘	和歌山市手平三丁目12番21号
近畿選挙区和歌山県選 挙分会長職務代理者	圓増正宏	和歌山市松ヶ丘2-1-41
和歌山県審査分会長	小川武	和歌山市和歌浦中一丁目3番42号
和歌山県審査分会長職 務代理者	西保義	紀の川市荒見701-4


和歌山県選挙管理委員会告示第119号


平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

1 衆議院小選挙区選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

<p>〈注意〉</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>平成二十六年執行</p> <p>衆議院小選挙区選出議員選挙投票</p> 	<p>衆議院小選挙区</p>
	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>

<p>点 字 投 票</p> <p>平成二十六年執行</p> <p>衆議院小選挙区選出議員選挙投票</p> 	<p>衆議院小選挙区</p>
	<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>

備 考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うす桃色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

2 衆議院比例代表選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

衆議院比例代表

せいとう 政党 た その他の
せいじだんたい 政治団体の名称
また 又は りやくしょう 略称

〈注意〉
 政党その他の政治団体の名称又は略称は、
 欄内らんないに一つ書かくこと。
 平成二十六年執行
 衆議院比例代表選出議員選挙投票

和歌山県選挙管理委員会印

点字投票

衆議院比例代表

せいとう 政党 た その他の
せいじだんたい 政治団体の名称
また 又は りやくしょう 略称

〈注意〉
 政党その他の政治団体の名称又は略称は、
 欄内らんないに一つ書かくこと。
 平成二十六年執行
 衆議院比例代表選出議員選挙投票

和歌山県選挙管理委員会印

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、水色（浅黄色）とする。
- 3 文字等の印刷は、赤色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、赤色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

3 最高裁判所裁判官国民審査に使用する投票用紙の様式

						× を 書 く 欄	<p>平成二十六年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> <p>意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官につ いては、その名の上の欄に×を書くこと。 注 二 やめさせなくてもよいと思う裁判官に ついては、何も書かないこと。</p> 
	裁 判 官 の 名	裁 判 官 の 名	裁 判 官 の 名	裁 判 官 の 名	裁 判 官 の 名	裁 判 官 の 名	

平成二十六年執行
最高裁判所裁判官
国民審査投票

点
字
投
票

和歌山県選挙管理委員会印

備 考

- 1 大きさは、おおむね縦8.0センチメートル、横15.2センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、白色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第120号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙長、選挙分会長及び審査分会長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山県第1区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
(平成26年12月2日については、和歌山県庁北別館2階大会議室)

和歌山県第2区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
(平成26年12月2日については、和歌山県庁北別館2階大会議室)

和歌山県第3区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
(平成26年12月2日については、和歌山県庁北別館2階大会議室)

和歌山県選挙分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

和歌山県審査分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

和歌山県選挙管理委員会告示第121号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

- 1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第122号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 平成26年12月2日 午後5時30分
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
 - (2) 日時 平成26年12月3日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第123号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

2 日時 平成26年12月2日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第124号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条（文書図画の掲示）、第144条（ポスターの数）、第145条（ポスターの掲示箇所等）若しくは第164条の2（個人演説会等の会場の掲示の特例）の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第143条の2（文書図画の撤去義務）の規定に違反して撤去しないもの又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第146条（文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第201条の11（政治活動の態様）第10項及び同法第201条の14（選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去）第1項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山県選挙管理委員会告示第125号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成26年12月2日 午後7時

和歌山県選挙管理委員会告示第126号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山県第1区

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 平成26年12月16日 午後1時30分

和歌山県第2区

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 平成26年12月16日 午後2時

和歌山県第3区

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 平成26年12月16日 午後2時30分

近畿選挙区和歌山県選挙分会

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 平成26年12月16日 午後3時

和歌山県審査分会

- 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室
- 2 日時 平成26年12月16日 午後3時30分

衆選1 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
選挙長 新田 和 弘

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成26年12月12日 午前10時

衆選2 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
選挙長 小 川 武

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成26年12月12日 午前10時30分

衆選3 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
選挙長 下 川 俊 樹

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成26年12月12日 午前11時

衆選近畿選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区和歌山県選挙分会長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における和歌山県選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成26年12月2日

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区
和歌山県選挙分会長 新田 和 弘

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 平成26年12月12日 午前11時30分